許認可等の内容	- 認可等の内容 市営住宅の特定入居者の決定		
根拠法令及び条項 鳥取市営住宅の設置及び管理に関する条例第5条			
担 当 課	建築住宅課	処分権者	市長
標準処理期間	10 日	設 定 日	平成8年4月1日

市営住宅の特定入居者の決定は、公営住宅法(昭和26年法律第193号)第22条第1項に規定する特別の事由があるかどうか並びに条例第6条及び第7条に規定する入居者の資格の有無について審査し、決定する。具体的には、次の事項を判断して行う。

- 1 公営住宅法第22条第1項関係 次のいずれかに該当すること。
  - (1) 災害
  - (2) 不良住宅の撤去
  - (3) 公営住宅の借上げに係る契約の終了
  - (4) 公営住宅建替事業による公営住宅の除却
  - (5) 都市計画事業、土地区画整理事業、住宅街区整備事業、防災街区整備事業又は市街地再開発事業の施行に伴う住宅の除却
  - (6) 土地収用法(昭和 26 年法律第 219 号)第 20 条の規定による事業の認定を受けている事業又は特定公共事業の執行に伴う住宅の除却
  - (7) 現に市営住宅に入居している者(以下この号において「既存入居者」という。)の同居者の人数に増減があったこと、既存入居者又は同居者が加齢、病気等によって日常生活に身体の機能上の制限を受ける者となったことその他既存入居者又は同居者の世帯構成及び心身の状況からみて入居者を募集しようとしている市営住宅に当該既存入居者が入居することが適切であること。

同居者の人数に増減があった場合には、申込者が現に入居している市営住宅の状況及びその者を入居させる市営住宅の状況が、その者の世帯構成と最低居住水準との関係から適切であるか否かにより、判断すること。

- (8) 市営住宅の入居者が相互に入れ替わることが双方の利益になること。
- 2 条例第6条関係 次の各号に掲げる条件を備えている者とする。ただし、高齢者、身体障害者その他特に居住の安定を図る必要がある者にあっては第1号を、被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第21条に規定する被災者等にあっては第1号及び第2号を除く。
- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他の婚姻の予約者を含む。)があること。
- (2) その者の収入がアからエまでに掲げる場合に応じ、それぞれアからエまでに掲げる金額を超えないこと。
  - ア 入居者が高齢者、身体障害者その他特に居住の安定を図る必要がある場合 (イに掲げる場合を除く。) 139,000 円
  - イ 高齢者、身体障害者その他特に居住の安定を図る必要がある者のうち2の(9)に該当する者が別表に掲げる市営住宅のうち法花寺団地から青谷城山団地までのいずれかに入居し、又は入居しようとする場合 259,000 円
  - ウ 市営住宅が、法第8条第1項若しくは第3項若しくは激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)第22条第1項の規定による国の補助に係るもの又は法第8条第1項各号のいずれかに該当する場合において、市長が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げるものである場合

139.000 円

- エ アからウまでに掲げる場合以外の場合 104,000円
- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) 市税を滞納していない者であること。
- (5) その者又はこれと現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

- 3 2に規定する高齢者、身体障害者その他特に居住の安定を図る必要がある者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。
- (1) 60歳以上の者
- (2) 障害者基本法 (昭和 45 年法律第 84 号) 第 2 条第 1 号に規定する障害者でその障害の程度がアからウまでに掲げる障害の種類に応じ、それぞれアからウまでに定める程度であるものア 身体障害 身体障害者福祉法施行規則 (昭和 52 年厚生省令第 15 号) 別表第 5 号の 1 級から 4 級までのいずれかに該当する程度
  - イ 精神障害(知的障害を除く。) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する1級から3級までのいずれかに該当する程度ウ 知的障害 イに規定する精神障害の程度に相当する程度
- (3) 戦傷病者特別援護法(昭和 38 年法律第 168 号)第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が恩給法(大正 12 年法律第 48 号)別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症であるもの
- (4) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- (5) 生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第6条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第 30号)第14条第1項に規定する支援給付(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号)附則第4条第1項に規定する支援給付を含む。)を受けている者
- (6) 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの
- (7) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律(平成 13 年法律第 63 号) 第2条に規定するハンセン病療養所入所者等
- (8) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止等法」という。)第1条第2項に規定する被害者又は配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で、ア又はイのいずれかに該当するものア配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号(配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。)の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第5条(配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。)の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者
  - イ 配偶者暴力防止等法第 10 条第 1 項 (配偶者暴力防止等法第 28 条の 2 において準用する場合を含む。) の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して 5 年を経過していないもの
- (9) 現に同居し、又は同居しようとする親族のうちに義務教育終了前の児童(15歳に達した日の属する学年の末日以前の児童をいい、同日以後引き続いて中学校、義務教育学校後期課程又は特別支援学校の中学部に在学する児童を含む。)があるもの

市長は、入居の申込みをした者が2のただし書に規定する者に該当するかどうかを判断しようとする場合において必要があると認めるときは、当該職員をして、当該入居の申込みをした者に面接させ、その心身の状況、受けることができる介護の内容その他必要な事項について調査させることができる。

### 4 条例第7条第1項関係

- (1) 公営住宅の借上げに係る契約の終了又は公営住宅の用途の廃止により当該公営住宅の明渡しをしようとする入居者が、当該明渡しに伴い他の市営住宅に入居の申込みをした場合においては、その者は2の各号に掲げる条件を備えている者とみなす。
- (2) 2の(2)のウに掲げる市営住宅の入居者は、2の各号に掲げる条件を備えているほか当該災害発生の日から3年間は、なお当該災害により住宅を失った者でなければならない。
- 5 条例第7条の2関係
  - (1) 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成9年法律第49号)第20条第1項第2号イに規定する条例で定める金額は、2の(2)の規定の例による金額とする。
  - (2) 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第20条第1項第2号口に規定する条例で定める条件は、2の(1)及び(3)から(5)までに掲げる条件を備えている者であることとする。
- 6 条例第7条の3関係

マンションの建替え等の円滑化に関する法律(平成 14 年法律第 78 号)第 115 条の規定の基づき、必要な措置として市営住宅に入居させる者にあっては、2 の各号に掲げる条件を備えている者であることとする。

変更日 平成 26 年 4 月 1 日 平成 29 年 4 月 21 日

許認可等の内容	市営住宅の入居者の決定		
根拠法令及び条項	根拠法令及び条項 鳥取市営住宅の設置及び管理に関する条例第8条第2項		
担 当 課	建築住宅課 処分権者 市 長		市長
標準処理期間	20 日	設 定 日	平成8年4月1日

## 審 査 基 準

市営住宅の入居者の決定は、条例第6条及び第7条に規定する入居者の資格の有無について審査し、 決定する。具体的には、次の事項を判断して行う。

- 1 条例第6条関係 次の各号に掲げる条件を備えている者とする。ただし、高齢者、身体障害者その 他特に居住の安定を図る必要がある者にあっては第1号を、被災市街地復興特別措置法(平成7年法 律第14号)第21条に規定する被災者等にあっては第1号及び第2号を除く。
  - (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)があること。
  - (2) その者の収入がアから工までに掲げる場合に応じ、それぞれアから工までに掲げる金額を超えないこと。
    - ア 入居者が高齢者、身体障害者その他特に居住の安定を図る必要がある場合(イに掲げる場合を 除く。) 139,000 円
    - イ 高齢者、身体障害者その他特に居住の安定を図る必要がある者のうち2の(9)に該当する者が別表に掲げる市営住宅のうち法花寺団地から青谷城山団地までのいずれかに入居し、又は入居しようとする場合 259,000円
    - ウ 市営住宅が、法第8条第1項若しくは第3項若しくは激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)第22条第1項の規定による国の補助に係るもの又は法第8条第1項各号のいずれかに該当する場合において、市長が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げるものである場合 139,000円
    - エ アからウまでに掲げる場合以外の場合 104,000円
- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) 市税を滞納していない者であること。
- (5) その者又はこれと現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと。
- 2 1に規定する高齢者、身体障害者その他特に居住の安定を図る必要がある者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。
  - (1) 60歳以上の者
  - (2) 障害者基本法 (昭和 45 年法律第 84 号) 第 2 条第 1 号に規定する障害者でその障害の程度がアからウまでに掲げる障害の種類に応じ、それぞれアからウまでに定める程度であるもの
    - ア 身体障害 身体障害者福祉法施行規則 (昭和 52 年厚生省令第 15 号) 別表第 5 号の 1 級から 4 級までのいずれかに該当する程度
    - イ 精神障害 (知的障害を除く。) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令 (昭和 25 年 政令第 155 号) 第6条第3項に規定する1級から3級までのいずれかに該当する程度
    - ウ 知的障害 イに規定する精神障害の程度に相当する程度
  - (3) 戦傷病者特別援護法(昭和 38 年法律第 168 号)第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が恩給法(大正 12 年法律第 48 号)別表第1号表ノ3の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症であるもの
  - (4) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者

- (5) 生活保護法 (昭和 25 年法律第 144 号) 第 6 条第 1 項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成 6 年法律第 30 号) 第 14 条第 1 項に規定する支援給付 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律 (平成 19 年法律第 127 号) 附則第 4 条第 1 項に規定する支援給付を含む。) を受けている者
- (6) 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの
- (7) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律(平成 13 年法律第 63 号) 第 2 条に規定するハンセン病療養所入所者等
- (8) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成 13 年法律第 31 号。以下「配偶者暴力防止等法」という。)第1条第2項に規定する被害者又は配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で、ア又はイのいずれかに該当するもの
  - ア 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号(配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。)の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第5条(配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。)の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者
  - イ 配偶者暴力防止等法第 10 条第 1 項 (配偶者暴力防止等法第 28 条の 2 において準用する場合を含む。)の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの
- (9) 現に同居し、又は同居しようとする親族のうちに義務教育終了前の児童(15 歳に達した日の属する学年の末日以前の児童をいい、同日以後引き続いて中学校、義務教育学校後期課程又は特別支援学校の中学部に在学する児童を含む。)があるもの

市長は、入居の申込みをした者が2のただし書に規定する者に該当するかどうかを判断しようとする場合において必要があると認めるときは、当該職員をして、当該入居の申込みをした者に面接させ、その心身の状況、受けることができる介護の内容その他必要な事項について調査させることができる。

- 3 条例第7条第1項関係
  - (1) 公営住宅の借上げに係る契約の終了又は公営住宅の用途の廃止により当該公営住宅の明渡しをしようとする入居者が、当該明渡しに伴い他の市営住宅に入居の申込みをした場合においては、その者は2の各号に掲げる条件を備えている者とみなす。
  - (2) 2の(2)のウに掲げる市営住宅の入居者は、2の各号に掲げる条件を備えているほか当該災害発生の日から3年間は、なお当該災害により住宅を失った者でなければならない。 なお、入居の申込みをした者の数が入居させるべき住宅の戸数を超える場合は、条例第9条の規定に基づき、入居者を選考する。具体的には、次の事項を判断して行う。
- 4 条例第7条第2項関係
  - (1) 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成9年法律第49号)第20条第1項 第2号イに規定する条例で定める金額は、2の(2)の規定の例による金額とする。
  - (2) 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第20条第1項第2号ロに規定する 条例 で定める条件は、2の(1)及び(3)から(5)までに掲げる条件を備えている者であることとする。
- 5 条例第7条第3項関係

マンションの建替え等の円滑化に関する法律(平成 14 年法律第 78 号)第 115 条の規定に基づき、必要な措置として市営住宅に入居させる者にあっては、2 の各号に掲げる要件を備えていることとする。

なお、入居の申込みをした者の数が入居させるべき住宅の戸数を超える場合は、条例第9条に定める困窮度合別の区分による公開抽選により入居者を決定するものとする。

6 条例第9条関係

入居の申込みをした者の数が入居させるべき市営住宅の戸数を超える場合の入居者の選考は、次に掲げる者について行うものとする。

(1) 住宅以外の建物若しくは場所に居住し、又は保安上危険若しくは衛生上有害な状態にある住宅に居住している者

- (2) 他の世帯と同居して著しく生活上の不便を受けている者又は住宅がないため親族と同居することができない者
- (3) 住宅の規模、設備又は間取りと世帯構成との関係から衛生上又は風教上不適当な居住状態にある者
- (4) 正当な理由による立退きの要求を受け、適当な立退先がないため困窮している者(自己の責めに帰すべき事由に基づく場合を除く。)
- (5) 住宅がないため勤務場所から著しく遠隔の地に居住を余儀なくされている者又は収入に比して著しく過大な家賃の支払を余儀なくされている者
- (6) 前各号に該当する者のほか、現に住宅に困窮していることが明らかな者
- 7 前項各号に規定する者について住宅に困窮する実情を調査し、別に定める困窮度合別の区分による公開抽選により入居者を決定するものとする。
- 8 6に規定する者のうち、次の各号のいずれかに該当するもので、かつ、速やかに市営住宅に入居させる必要があると認めるものについては、前項の規定にかかわらず、公募の際に公募により入居させるべき市営住宅の戸数の一部を割り当て、公開抽選により、又は公開抽選によらないで、優先的に選考して入居させることができる。
  - (1) 60 歳以上の者及びその親族で規則で定める者のみからなる高齢者世帯
  - (2) 規則で定める心身障害者世帯
  - (3) 規則で定める中国残留邦人等及びその親族等
  - (4) 現に同居し、又は同居しようとする 20 未満の子を扶養している者で配偶者がないもの
  - (5) 現に同居し、又は同居しようとする親族(配偶者を除く。)に18歳未満の児童が3人以上いる者
  - (6) 規則で定める基準の収入以下の低額所得者
  - (7) 配偶者暴力防止等法第 10 条第 1 項から第 4 項までの規定による命令を受けている者から暴力を受けた被害者(配偶者暴力防止等法第 1 条第 2 項に規定する被害者又は配偶者暴力防止等法第 28 条の 2 に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。)、配偶者暴力防止等法 3 条第 3 項第 3 号(配偶者暴力防止等法第 28 条の 2 において準用する場合を含む。)の規定による一時保護を受けている者(一時保護を受けた者を含む。)及び配偶者からの暴力を理由に婦人保護施設(売春防止法(昭和 31 年法律第 118 号)第 36 条に規定する婦人保護施設をいう。)又は母子生活支援施設(児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 38 条に規定する母子生活支援施設をいう。)に入所している者(これらの施設に入所していた者を含む。)
  - (8) 長期にわたり、連続して市営住宅に応募している者
  - (9) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者
- 9 市長は、小規模な市営住宅における前項の選考に際しては、現に同居し、又は同居しようとする親族 がない入居者を優先して行うものとする。
- 10 その他市営住宅入居者の選考等に関しては、鳥取市営住宅等入居者の選考に関する要綱(平成 16 年 11 月 1 日制定)による。

鳥取市営住宅等入居者の選考に関する要綱

(目的)

- 第1条 この要綱は、鳥取市営住宅の設置及び管理に関する条例(平成9年鳥取市条例第1号。以下「条例」という。)第9条の規定に基づく市営住宅入居者の選考基準等について定めることを目的とする。 (困窮度合別の区分)
- 第2条 条例第9条第2項に規定する困窮度合別の区分は、別表に定める鳥取市営住宅等入居者選考採点 基準(以下「採点基準」という。)により入居申込者の住宅の困窮度を算定し、次の表に定めるところ により区分するものとする。

区	分	点数
特 A	困窮度が特に高い	20 点以上
A	困窮度が高い	11 点以上
В	困窮度が普通	1点~11点

(困窮度合別の公募戸数の割当て)

第3条 条例第9条第2項に規定する公開抽選を行う公募戸数は、前条の困窮度合別の特A及びAの区分 (以下「特A等区分」という。)並びにBの区分(以下「B区分」という。)により、次の方法により割 当てをするものとする。ただし、公募割当戸数が0のとき又は特A等区分若しくはB区分のいずれかの 区分に該当する者の数が1で、かつ、割当戸数が1となるときは、特A等区分及びB区分の区分による割当てをしないものとする。

- (1) 前条の困窮度合別の特A区分及びB区分の数に、特A等区分にあっては3、B区分にあっては2 を乗じて得た数を当該特A区分及びB区分の修正応募戸数とする。
- (2) 前号により算定した修正応募戸数に公募戸数を比例配分(比例配分の結果小数点以下の端数を生じたときは、特A等区分、B区分の順に四捨五入し、残余は、B区分に増減整理する。) したものを区分ごとの応募割当戸数とする
- (3) 前号により算定した特A等区分の公募割当戸数が特A等区分に該当する者の数を超えるときは、当該超過に係る戸数は、B区分の公募割当戸数に充当するものとする。 (抽選)
- 第4条 条例第9条第2項に規定する公開抽選は、特A等区分、B区分の区分ごとに前条により割当てした区分ごとの公募割当戸数について行うものとする。ただし、前条ただし書の規定に該当するときは、特A等区分、B区分の順に抽選を行うものとする。

(公開抽選によらないで優先的に選考する者)

- 第5条 鳥取市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則(平成9年鳥取市規則第1号。以下「規則」という。)第4条第7項の条例第9条第3項第8号に該当する者で市長が別に定めるものは、第4条の公開抽選に、困窮度がA以上の者にあっては連続4回以上落選した者、困窮度が特Aの者にあっては連続2回以上落選した者であって、次に掲げる要件に該当するものとする。
  - (1) 困窮度がA以上の者にあっては4回目の落選、困窮度が特Aの者にあっては2回目の落選の日以前の3年間引き続き鳥取市に住民登録をしていること。
  - (2) 市町村税を滞納していないこと。(同居しようとする親族も含む。)
- 2 市長は、前項各号に掲げる要件を確認するため、当該優先入居候補者に対し、必要な書類の提出又は提示を求めるものとする。

(名簿への登録)

- 第6条 市長は、前条第1項の規定に該当する者(以下「優先入居候補者」という。)を優先入居候補者 名簿(以下「名簿」という。)に登録するものとする。
- 2 前項の登録は、市営住宅入居者の募集期及び第3条の規定により算定された困窮度の高い者の順に行うものとする。ただし、同点数の場合は、抽選により登録順を決定するものとする。
- 3 市長は、第1項の登録をしたときは、当該優先入居候補者に対して、その旨を通知するものとする。 (優先入居候補者への市営住宅の割当て)
- 第7条 市長は、市営住宅入居者の募集期に公募により入居させるべき市営住宅のうち、市営住宅各団地の募集戸数の3分の1の戸数(小数点以下の端数が生じた場合は、小数点以下を四捨五入した戸数)を優先入居候補者に割り当てるものとする。
- 2 前項に規定する優先入居候補者への市営住宅の割当ては、第4条の公開抽選に連続4回又は連続2回 落選した間に申込みをした団地の住宅について、名簿の登録順に行うものとする。
- 3 市長は、第1項の規定により割当てを行ったときは、当該優先入居候補者に対して、その旨を通知するものとする。

(名簿登録の抹消)

- 第8条 市長は、次に掲げる場合には、当該優先入居候補者に係る名簿の登録を抹消するものとする。
  - (1) 前条第2項に規定する市営住宅の割当てを辞退したとき。ただし、次に掲げる場合を除く。
    - ア 条例第9条第3項第1号に規定する高齢者世帯又は規則第4条第2項第1号に規定する心身障害者世帯が1階の住宅を希望する場合であって、2階以上住宅が割り当てられたとき。

イ 優先入居候補者が入院をしているとき。

- ウ その他ア又はイに準ずる特別の事情があるとき。
- (2) 前条第3項の規定による通知を受けてから14日以内に条例第8条第1項の規定による入居の申込みをしなかったとき。
- (3) 第5条第1項の要件に該当しなくなったとき。

(小規模住宅)

第9条 条例第9条第5項に規定する市長が別に定める小規模な市営住宅の規格は、2DK及び2Kとする。

別表(第2条関係)

鳥取市営住宅等入居者選考採点基準

(\*は15に合算する。)

	住宅困窮要素	対	象	採点	摘要
	住宅以外の建物若しくは場所に居住	イ 事務所、倉庫、 月以上居住している	工場、その他に6か。。	2	
1 *	し、又は保安上危 険若しくは衛生上 有害な状態にある	ロ 保安上危険な住 政庁から警告されて	E宅に居住し、関係行 こいる。	4	
	住宅に住んでいる。	ハ 日照時間が3mい。	寺間以内で通風が悪	2	
2 *	他の世帯と同居の ため生活上著しく 不便である。	3世帯以上が同居し	-	3	
	住宅の規模又は間 取りと世帯構成と	   現居住者の1人当	イ 1.65 ㎡まで (1畳)	8	
3 *	の関係から衛生上又は風教上不適当	たりの居室面積 (就学前幼児は	□ 1.65~3.3 m²	4	   居室の面積   () 畳
	な居住状態にある。	0.5 人として計算)	ハ 3.3~4.95 ㎡ (3畳)	1	
4 *	住宅がないため親 族(配偶者又は18 歳未満の子)と同 居できない。	配偶者又は 18 歳未 い。	満の子と同居できな	8	
	正当な理由による		こより立退き決定さいや不法占拠等、申5場合を除く。)。	8	
5 *	立退き要求を受け ているが立退き先 がない。	ロ 家主から正当性が認められる立ち 退き要求を受けている(家賃不払いや不 法占拠等、申込者の責任に帰する場合を 除く。)。		5	調停等による離婚 手続中の場合及び 売買契約済みよる 立退きの場合も含 まれる。
6 *	勤務地から著しく 遠隔地に住んでい る。	通勤距離 50 km以上		4	通勤距離km 現在の交通手段で 加算
7 *	収入に比べて現在の家賃が著しく過	(家賃負担率の算算法) 法) 家賃負担率=家賃 ×12月/総所得金額	月額 イ 30%以上	4	月額家賃円 「総所得金額」は 地方税法第313条 第1項に定める
	重である。	*他の公的制度に。 住宅費を受給してい 世帯は対象としない	より いる ロ 20%以上	2	「前年の所得について算定した総所 得金額」
8 *	低額所得で住宅に 困っている。	月額所得が 10,000 *他の公的制度に。 ている世帯は対象	より住宅費を受給し	8	「月額所得」は公 営住宅法施行令第 1条第3号の規定 による額
9	婚約が成立しているが、住宅がないため結婚が延びている。	入居可能日から結 婚予定日が3か月 以内。	結婚予定日 年月日	8	

10	母子・父子家庭で 住宅に困っている。	20 歳未満の子を扶養している配偶者のない者	8	
11	高齢者世帯で住宅 に困っている。	満 60 歳以上の者 と同居親族(配偶 世帯主 歳 者又は 18 歳未満 配偶者 歳 の児童など)のみ 児童 歳 から成る世帯	8	
	心身障害者世帯で 住宅に困ってい	身体障害者手帳1級から4級まで 療育手帳A、B		4級を5点とし1 級増すごとに1点 加点 Aが8、Bが6点
12	る。(15 のロ、ハ 及びホを加える。)	精神障害者保健福祉手帳1、2級		1級が8、2級が 6点
		15 のロ、ハ、ホ該当者		15 のロ、ハ、ホに 同じ。
13*	多子世帯で住宅に 困っている。	18 歳未満の児童が3人以上いる世帯		3人を5点とし、 1人増えるごとに 1点加点
14*	配偶者間暴力の被害者で住宅に困っている。	イ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(以下「配偶者暴力防止等法」という。)第10条の規定による命令を受けている者から暴力を受けた被害者 ロ 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号の規定による一時保護を受けている(受けた)者 へ 配偶者からの暴力を理由に婦人保護施設又は母子生活支援施設に入所している(入所していた)者	8	
	1人世帯の場合 該当する記号に○	イ 60歳以上         ロ 身体障害者福祉法         施行規則別表第5号       該当障害名         1級から4級までのもの       ( )         (戦傷病者)       イ 第1号表         ハ 恩給法別表第 疾 の2       万         1号表の2又は病 項症       項症         別表第1号表の程 ロ 第1号表	4	4級を5点とし、 1級増すごとに1 点追加 6 項症を2点と し、1項症増すご
15	印をつける。ただし、上記1~13項目中*印欄のあるもので該当するものがあればそれに○をつける。	3の第1款症の もの     度 の3 項症       二項症       二原子爆弾被爆者の 医療等に関する法律 第8条第1項のもの     厚生労働大臣 の認定	8	とに1点加点
		ホ 海外からの引揚者で引揚げた日から起算して5年以内	8	
		へ ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第2 条に規定するハンセン病療養所入所 者等	8	

許認可等の内容	許認可等の内容 市営住宅の家賃の減免又は徴収猶予		
根拠法令及び条項 鳥取市営住宅の設置及び管理に関する条例第16条			
担 当 課 建築住宅課     処分権者 市 長			
標準処理期間	10 日	設 定 日	平成 26 年 4 月 1 日

## 審査基準

鳥取市営住宅家賃減免等の基準による。

参考 鳥取市市営住宅家賃減免等の基準

### 第1 減免対象者

入居者(同居親族を含む。)の収入が著しく低額であるとき。

入居者(同居親族を含む。)が病気により著しく出費を要したとき。

入居者(同居親族を含む。)が災害により著しく損害を受けたとき。

その他特別の事情があるとき。

### 第2 減免基準額

生活保護法に基づく最低生活費算定基準額に当該住宅家賃を加算した額とする。

#### 第3 収入認定基準額

生活保護実施に当たって認定する収入の種類を準用する。

#### 第4 減免等期間

期間は1年以内とし、必要に応じて更新する。

第5 家賃(割増賃料を含む。)の減免

#### 1 死亡の場合

- (1) 主たる生計維持者が死亡し、その世帯に収入がないため生計困難な場合 全免
- (2) 主たる生計維持者が死亡し、その世帯に若干の収入があるが生計困難な場合 7割
- (3) 家族の中の所得者が死亡し、生計困難な場合 5割
- (4) 家族の死亡により多額の出費(療養中の出費も含む。) があった場合 3割

#### 2 病気の場合

- (1) 主たる生計維持者の病気により収入がなく、生計困難な場合 全免
- (2) 本人又は主たる生計維持者が病気のため若干の収入があるが生計困難な場合 7割
- (3) 家族が病気のため医療費が多額で生計困難な場合 3割

### 3 失業の場合

- (1) 主たる生計維持者が病気により失業し、他に収入がなく生計困難な場合 全免
- (2) 本人又は主たる生計維持者が失業し、他に収入がなく生計困難な場合 5割
- (3) 本人又は主たる生計維持者が失業し、他に若干の収入があるが生計困難な場合 3割

#### 4 生活困窮者の場合

- (1) 生活保護法により生活保護を受けている者については、当該住宅扶助費相当額を超える部分の額とする。
- (2) 公営住宅法施行令第1条第3号の収入が同令第2条第2項の入居者の収入区分欄の中で最も低い 区分の欄の金額に0.5を乗じた額以下の世帯 3割
- (3) その他特に市長が認める者

なお、改正前の基準で減免を受けていた者は、その生活状況が変わらない限り、引き続き従前の基準によるものとする。

- 5 天災、火災、盗難等による被害の場合
  - (1) 資産の全部を失った場合 全免
  - (2) 資産の50%以上を失った場合 6割
  - (3) 資産の 20%以上 50%未満を失った場合 4割
  - (4) 資産の 20%未満を失った場合 2割
- 6 その他特別の事情がある場合 市長が必要と認める額
- 第6 家賃(割増賃料を含む。)の徴収猶予

第5の第1号から第6号までの理由により家賃の納付が困難な場合で、近い将来家賃の支払能力が 回復すると認められる場合

### 第7 敷金の徴収猶予

- (1) 生活保護世帯 保護の適用期間
- (2) その他特別の事情がある場合 1年以内の徴収猶予又は分割納入

許認可等の内容	市営住宅の敷金の徴収猶予		
根拠法令及び条項	根拠法令及び条項 鳥取市営住宅の設置及び管理に関する条例第 18 条第 2 項		
担 当 課	建築住宅課	処分権者	市長
標準処理期間	10日	設 定 日	平成8年4月1日

鳥取市営住宅家賃減免等の基準による。

参 考 鳥取市市営住宅等家賃減免等の基準

#### 第1 減免対象者

入居者(同居親族を含む。)の収入が著しく低額であるとき。

入居者(同居親族を含む。)が病気により著しく出費を要したとき。

入居者(同居親族を含む。)が災害により著しく損害を受けたとき。

その他特別の事情があるとき。

#### 第2 減免基準額

生活保護法に基づく最低生活費算定基準額に当該住宅家賃を加算した額とする。

### 第3 収入認定基準額

生活保護実施に当たって認定する収入の種類を準用する。

#### 第4 減免等期間

期間は1年以内とし、必要に応じて更新する。

第5 家賃(割増賃料を含む。)の減免

#### 1 死亡の場合

- (1) 主たる生計維持者が死亡し、その世帯に収入がないため生計困難な場合 全免
- (2) 主たる生計維持者が死亡し、その世帯に若干の収入があるが生計困難な場合 7割
- (3) 家族の中の所得者が死亡し、生計困難な場合 5割
- (4) 家族の死亡により多額の出費(療養中の出費も含む。)があった場合 3割

#### 2 病気の場合

- (1) 主たる生計維持者の病気により収入がなく、生計困難な場合 全免
- (2) 本人又は主たる生計維持者が病気のため若干の収入があるが生計困難な場合 7割
- (3) 家族が病気のため医療費が多額で生計困難な場合 3割

#### 3 失業の場合

- (1) 主たる生計維持者が病気により失業し、他に収入がなく生計困難な場合 全免
- (2) 本人又は主たる生計維持者が失業し、他に収入がなく生計困難な場合 5割
- (3) 本人又は主たる生計維持者が失業し、他に若干の収入があるが生計困難な場合 3割

#### 4 生活困窮者の場合

- (1) 生活保護法により生活保護を受けている者については、当該住宅扶助費相当額を超える部分の額とする。
- (2) 公営住宅法施行令第1条第3号の収入が同令第2条第2項の入居者の収入区分欄の中で最も低い 区分の欄の金額に0.5を乗じた額以下の世帯 3割
- (3) その他特に市長が認める者

なお、改正前の基準で減免を受けていた者は、その生活状況が変わらない限り、引き続き従前の基準によるものとする。

- 5 天災、火災、盗難等による被害の場合
  - (1) 資産の全部を失った場合 全免
  - (2) 資産の 50%以上を失った場合 6割
  - (3) 資産の20%以上50%未満を失った場合 4割
  - (4) 資産の20%未満を失った場合 2割
- 第6 家賃(割増賃料を含む。)の徴収猶予

第5の第1号から第6号までの理由により家賃の納付が困難な場合で、近い将来家賃の支払能力が 回復すると認められる場合

#### 第7 敷金の徴収猶予

- (1) 生活保護世帯 保護の適用期間
- (2) その他特別の事情がある場合 1年以内の徴収猶予又は分割納入

変更日 平成10年4月1日

許認可等の内容	建替後の市営住宅の入居者の決定		
根拠法令及び条項	鳥取市営住宅の設置及び管理に関する条例第37条第2項		
担 当 課	建築住宅課	処分権者	市長
標準処理期間	10日	設 定 日	平成8年4月1日

# 審査基準

建替後の市営住宅の入居者の決定は、「公営住宅の建替事業の適正化について」(平成3年11月14日付け住総発第175号・住建発第133号建設省住宅局長通達)の記1及び「公営住宅及び改良住宅の建て替えの推進について」(平成4年6月30日付け住総発第94号・住建発第102号・住整発第66号住宅局住宅総務課長・住宅建設課長・住環境整備室長通知)の記5(2)による。

許認可等の内容	市営住宅の使用の許可		
根拠法令及び条項	鳥取市営住宅の設置及び管理に関する条例第42条		
担 当 課	建築住宅課	処分権者	市長
標準処理期間	国土交通大臣の承認に要する期間+1月	設 定 日	平成9年4月1日

市営住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障のない範囲内で、国土交通大臣の承認を得た場合に、社会福祉法人等に対して、市営住宅の使用を許可することができるが、その具体的な判断は、次に掲げるところによる。

- 1 使用の許可を申請することができる者
  - (1) 地方公共団体
  - (2) 社会福祉法 (昭和 26 年法律第 45 号) 第 22 条に規定する社会福祉法人
  - (3) 医療法 (昭和 23 年法律第 205 号) 第 39 条に規定する医療法人
  - (4) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)に規定する一般社団法人又は一般財団法人
  - (5) 特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)に基づき設立された特定非営利活動法人
  - (6) 小規模住居型児童養育事業を行う者で児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により都道府県、指定都市若しくは同法第59条の4第1項に規定する児童相談所設置市からの委託を受けているもの又は児童自立生活援助事業を行う者で同法第33条の6第1項の規定により都道府県等から委託を受けているもの
  - (7) 介護保険法(平成9年法律第123号)第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者で同法第8条第20項に規定する認知症対応型共同生活介護を行うもの又は同法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者で同法第8条の2第15項に規定する介護予防認知症対応型共同生活介護を行うもの
  - (8) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号) 第 29 条第 1 項に規定する指定障害福祉サービス事業者で共同生活援助を行うもの
- 2 使用許可の対象となる社会福祉事業等
  - (1) 児童福祉法第6条の3第1項に規定する児童自立生活援助事業又は同法第6条の3第8項に 規定する小規模住居型児童養育事業
  - (2) 老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)第5条の2第6項に規定する認知症対応型老人共同 生活援助事業
  - (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第 15 項に規定する共同生活援助を行う事業
  - (4) ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法(平成14年法律第105号)第8条第2項第2号に規定するホームレス自立支援事業により就業した者に対して生活上の支援を行う事業(地方公共団体が当該事業に要する費用の全部又は一部を負担してその推進を図るものに限る。)
- 3 その他

市営住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障のない範囲内とは、次の場合をいう。

- (1) 市営住宅の本来の入居対象者である低額所得者層への供給に支障が生じないこと。
- (2) 事業の円滑な実施が担保されていること。

変更日 平成26年4月1日

### 都市フーフ

許認可等の内容	特定公共賃貸住宅の特定入居者の決定		
根拠法令及び条項	根拠法令及び条項 鳥取市特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例第5条		
担 当 課	建築住宅課	処分権者 市 長	
標準処理期間	10日	設 定 日 平成8年4月1日	

## 審査基準

特定公共賃貸住宅の特定入居者の決定は、条例第6条ただし書及び第2号、第6条の2並びに第6条の3に該当するかどうかについて審査し、決定する。具体的には、次の事項を判断して行う。

1 条例第6条ただし書関係

被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第21条に規定する者については、当該災害の発生した日から起算して3年を経過する日までの間は、条例第6条第2号に該当しない場合であっても、特定公共賃貸住宅に入居させることが適当である者として市長が認めるもので、その所得が規則で定める基準に該当する場合には、同号に掲げる者とみなす。

2 条例第6条第2号関係

災害、不良住宅の撤去その他の特別の事情がある場合において、所得が規則で定める基準に該当する者であって、特定公共賃貸住宅に入居させることが適当であるものとして市長が認めるもの

- 3 条例第6条の2関係
  - (1) 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成9年法律第49号)第21条第1項第2号イに規定する条例で定める金額は、487,000円とする。
  - (2) 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第 21 条第 1 項第 2 号口に規定する 条例で定める条件は、市税を滞納しておらず、かつ、その者又はこれと現に同居し、若しくは 同居しようとする親族が暴力団員でない者であって、次のいずれかに掲げるものであることと する。
    - ア 所得が鳥取市営住宅の設置及び管理に関する条例第6条第1項第2号エの規定の例による金額以上である者であって、現に同居し、又は同居しようとする親族があるもの
    - イ 前条第3号に規定する者に該当するもの
- 4 条例第6条の3関係
  - (1) マンションの建替え等の円滑化に関する法律(平成14年法律第78号)第115条の規定に基づき、必要な措置として特定公共賃貸住宅に入居させる者の収入にあっては、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則(平成5年建設省令第16号)第7条第4項の規定に定める金額以下で487,000円を超えないものとする。
  - (2) マンションの建替え等の円滑課に関する法律第 115 条の規定に基づき、必要な措置として特定公共賃貸住宅に入居させる者にあっては、市税を滞納しておらず、かつ、その者又はこれと現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員でない者であって、次のいずれかに掲げるものであることとする。
    - ア 所得が市営住宅条例第6条第1項第2号エの規定の例による金額以上である者であって、 現に同居し、又は同居しようとする親族があるもの
    - イ 第6条第3号に規定する者に該当するもの

変更日 平成26年4月1日

許認可等の内容	特定公共賃貸住宅の入居者の決定		
根拠法令及び条項	根拠法令及び条項 鳥取市特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例第7条第2項		
担 当 課	建築住宅課	処分権者 市 長	
標準処理期間	20 日	設 定 日 平成8年4月1日	

### 

特定公共賃貸住宅の入居者の決定は、第6条の入居者の資格に該当するかどうかについて審査し、 決定する。具体的には、次の事項を判断して行う。

特定公共賃貸住宅に入居することができる者は、次のいずれかに掲げる者とする。ただし、被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第21条に規定する者については、当該災害の発生した日から起算して3年を経過する日までの間は、条例第6条第2号に該当しない場合であっても、特定公共賃貸住宅に入居させることが適当である者として市長が認めるもので、その所得が規則で定める基準に該当する場合には、同号に掲げる者とみなす。

- 1 所得が特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第6条又は第7条第1項に定める 基準に該当する者であって、自ら居住するため住宅を必要とするもののうち、現に同居し、又は 同居しようとする親族(里子(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号 の規定により同法第6条の4に規定する里親に委託されている児童をいう。)及び婚姻の届出をし ないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)があるもの
- 2 災害、不良住宅の撤去その他の特別の事情がある場合において、所得が規則で定める基準に該当する者であって、特定公共賃貸住宅に入居させることが適当であるものとして市長が認めるもの
- 3 同居親族がない入居者の居住の用に供する特定公共賃貸住宅については、同居親族がない者であって、規則で定める基準に該当するもの

なお、入居の申込みをした者の数が募集した特定公共賃貸住宅の戸数を超える場合においては、 公開抽選により入居者を選定するものとする。

変更日 令和4年6月29日

許認可等の内容	特定公共賃貸住宅の同居の承認		
根拠法令及び条項	鳥取市特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例第 12 条		
担 当 課	建築住宅課	処分権者 市 長	
標準処理期間	10 日	設 定 日 平成8年4月1日	

### 審査基準

同居の承認は、同居しようとする者が入居者の親族(里子(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4に規定する里親に委託されている児童をいう。)及び婚姻の届出をしていないが入居者又は同居親族と事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)で、かつ、次のいずれにも該当しない場合に行うものとする。

- 1 入居者の所得が条例第6条第1号に規定する所得基準を超えているとき、又は同居を承認することにより、これを超えることとなるとき。
- 2 同居を承認することにより住宅が過密になるとき。

ここで、「過密」とは、最低居住水準未満となることをいい、おおむね下表により判断すること。

住戸専用面積	上限世帯人員
$\sim$ 2 9 m <sup>2</sup>	2人
$\sim$ 3 9 m <sup>2</sup>	3人
$\sim$ 5 0 m <sup>2</sup>	4人
$\sim$ 5 6 m <sup>2</sup>	5人
$\sim$ 6 6 m <sup>2</sup>	6人

なお、最低居住水準未満となることのみをもって、直ちに不承認とせず、入居者と協議・調整 の後、やむを得ないと認めた場合は当該基準の適用除外とすること。

- 3 入居者が3月以上の家賃滞納、無断転貸等条例に定められた義務を遵守していないとき。
- 4 その他同居を承認することにより、特定公共賃貸住宅の管理に支障を来すおそれがあるとき。

変更日 令和4年6月29日

許認可等の内容	特定公共賃貸住宅の入居承継の承認			
根拠法令及び条項	び条項 鳥取市特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例第 13 条			
担 当 課	建築住宅課 処分権者 市 長			
標準処理期間	10 日	設 定 日 平成8年4月1日		

入居承継の承認は、次のいずれかに該当する同居親族に対して行うものとする。

- 1 入居者の配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。)
- 2 入居のとき又は出生、婚姻若しくは養子縁組の事実発生のときから同居している者
- 3 その他条例第 12 条の規定により同居の承認を受けた者で、当該同居の承認を受けた住宅を生活 の本拠としているもの

上記の入居承継の承認対象者であるにもかかわらず次のいずれかに該当するときは、入居承継 の承認を行わないものとする。

- 1 承認を受けようとする同居親族に係る同居の期間が1年未満のとき。
- 2 入居者が3月以上の家賃滞納、無断転貸等条例に定められた義務を遵守していないとき。
- 3 その他入居承継を承認することにより特定公共賃貸住宅の管理に支障を来すおそれがあると き。

### 都市7-11

特定公共賃貸住宅の家賃の減額の決定			
関する条例第 17 条第 2 項			
処分権者 市 長			
設 定 日 平成8年4月1日			

## 審査基準

規則第16条の規定に基づき、入居者負担額を決定し、家賃と入居者負担額の差を減額する。

許認可等の内容	特定公共賃貸住宅の家賃又は入居者負担額の減免若しくは徴収猶予			
根拠法令及び条項	関する条例第 19 条			
担 当 課 建築住宅課		処分権者 市 長		
標準処理期間	10 日	設 定 日 平成8年4月1日		

### 審査基準

鳥取市特定公共賃貸住宅等家賃減免等の基準による。

参 考 鳥取市特定公共賃貸住宅等家賃減免等の基準

#### 第1 減免対象者

入居者(同居親族を含む。)の収入が著しく低額であるとき。

入居者(同居親族を含む。)が病気により著しく出費を要したとき。

入居者(同居親族を含む。)が災害により著しい損害を受けたとき。

その他特別の事情があるとき。ただし、住宅を居住以外の目的で使用している者を除く。

### 第2 減免基準額

生活保護法に基づく最低生活費算定基準額に当該住宅家賃を加算した額とする。

第3 収入認定基準額

生活保護実施に当たって認定する収入の種類を準用する。

#### 第4 減免等期間

期間は1年以内とし、必要に応じて更新する。

第5 家賃(入居者負担額を含む。)の減免

#### 1 死亡の場合

- (1) 主たる生計維持者が死亡し、その世帯に収入がないため生活困難な場合 3割
- (2) 主たる生計維持者又は家族の中の所得者が死亡し、その世帯に若干の収入があるが生計困難な場合 2割
- (3) 家族の死亡により多額の出費(療養中の出費も含む。) があった場合 1割
- 2 病気の場合
  - (1) 主たる生計維持者の病気により収入がなく、生計困難な場合 3割
  - (2) 本人又は主たる生計維持者が病気のため若干の収入があるが生計困難な場合 2割
  - (3) 家族が病気のため医療費が多額で生計困難な場合 1割
- 3 失業の場合
  - (1) 主たる生計維持者が病気により失業し、他に収入がなく生計困難な場合 3割
  - (2) 本人又は主たる生計維持者が失業し、他に収入がなく生計困難な場合 2割
  - (3) 本人又は主たる生計維持者が失業し、他に若干の収入があるが生活困難な場合 1割
- 4 生活困窮者の場合
  - (1) 世帯収入が著しく低額で生活が困難であり、当分生活が立ち直る見込みがない者でア 減免基準額に対する入居世帯の収入の割合が70%未満の場合 2割
    - イ 減免基準額に対する入居世帯の収入の割合が 70%以上 100%未満の場合 1割
  - (2) 生活保護法により生活保護を受けている者については、当該住宅扶助費相当額を超える部分の額とする。
- 5 天災、火災、盗難等による被害の場合
  - (1) 資産の全部を失った場合 3割
  - (2) 資産の50%以上を失った場合 2割
  - (3) 資産の50%未満を失った場合 1割
- 6 その他特別の事情がある場合 市長が必要と認める額
- 第6 家賃の徴収猶予

第5の第1号から第6号までの理由により家賃の納付が困難な場合で、近い将来家賃の支払能力が回復すると認められる場合

変更日 平成16年11月1日

許認可等の内容	特定公共賃貸住宅の住宅以外の用途の承認		
根拠法令及び条項	鳥取市特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例第27条		
担 当 課	建築住宅課	処分権者	市長
標準処理期間	10 日	設 定 日	平成8年4月1日

第1 第2に該当しない場合で次のいずれかに該当する場合に限り承認するものとする。

基	準	取	扱	V	等	
あん摩マッサーきゅう業施術所と		283号) に規定す はり師、きゅう自 の規定による免	でる身体障害者 でいるではないた者 場合においてで を受けた者 はないとないといる ではないときは ときなときは	子で、あん摩 去律(昭和 25 であること。 、6.6 平方メ 以上の待合室 責の 7 分の 1 (ただし、こ 除く。)は、	2 年法律第 217 - トル以上の専 - ドル以上の専 - が確保できず、 以上に相当する - れに代わるべき 承認しない。(あ	師号  東  の  の  の  の  の  の  の  の  の  の  の  の
選挙事務所とする	とき。		津第 100 号) 第 と。ただし、3 場所の入り口	5 130 条第 1 この場合にお から 300 メ	ートル未満の場	選挙
後援会事務所とす	<sup>-</sup> るとき。	<ol> <li>この場合にでなく、組織的入りするとき</li> <li>他の入居者変更について</li> </ol>	つな後援会事務 は、承認しな の生活環境を	務所として常 い。 著しく乱す:	お時多数の職員が	当出

第2 次の基準のいずれかに該当する場合は、承認しないものとする。

	基	準		取	扱	V	等	
用 とき	途変更のため増 。	築が必要な						
	、居者が家賃滞納 条例を遵守して			賃の全額が るまでは、			無断転貸の状態	が
住宅	E管理上支障が <i>あ</i>	るとき。	駐車ス 2 その	ペースや交	通安全等 居者への違	について慎重	るので、団地内タ 重に審査するこ 、居者との公平位	と。

# 第3 広告類等の取扱い

用途変更に伴い広告板、看板、標札等(以下「広告類等」という。)を設置する場合は、次の各基準に該当するときに限り、用途変更とあわせて承認するものとする。

基	準		取	扱	٧١	等	
設置部分が当該分であること。	亥入居者の占有部	い。ただし	、隣の住戸	ョ部分にか	E外壁は、占 からない範 置できるも	i囲で、玄	関ドアの左
広告類の規格に メートル×0.5メ ること。	は、原則として 1 ートル以下であ	_ , , ,	.5 メートル		fに設置する -トル以下と		
広告類の構造及 管理上支障がない	ひ配置は、住宅 いこと。	傷を与え 2 その他	ないこと。 1、住宅の美	<b>美観、風向</b>	床、はり及 J、採光、防 f慮したもの	大等の要	因から住宅

変更日 平成17年4月1日

許認可等の内容	特定公共賃貸住宅の模様替え等の承認			
根拠法令及び条項 鳥取市特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例第28条第1項			8条第1項	
担 当 課	建築住宅課	処分権者市	市 長	
標準処理期間	10 日	設 定 日 平	平成8年4月1日	

鳥取市営住宅等の増築等に関する承認基準による。

#### 参考 鳥取市営住宅等の増築等に関する承認基準

鳥取市営住宅の設置及び管理に関する条例第 27 条第1項ただし書の規定による増築の承認について、好ましい住宅環境を保持し、居住性を向上させるため、次のとおり承認基準を定める。

- 1 増築物は、原状回復が容易なもので退去の際又は市長が指示したときは、入居者の費用負担で 撤去し、現状に回復することを誓約し、並びに有益費償還請求権の放棄を特約したものであるこ と。
- 2 増築物は、一戸建て又は共同建てで1戸ごとに専用の庭がある住宅で、その敷地内に限り居室、 物置、浴室等でその面積の合計が専用空地の 60 パーセント以内で 10 平方メートル (3 坪) を超 えないものであること。
- 3 増築物は、中層耐火構造住宅及び特殊耐火構造住宅(重ね住宅)でないものであること。
- 4 居室の増築については、建設後3年を経過した市営住宅で6人以上の世帯又は7歳以上の者が 5 人の世帯であること。ただし、高齢者(65歳以上)又は心身障害者(療育手帳A・身体障害 者手帳1、2、3級の者)が同居している世帯は、この限りではない。
- 5 家賃その他入居者としての債務の履行をしている者であること。
- 6 増築物が道路、通路、公共用地、共同敷地及び給排水管等地下埋設物上にかからないものであること。
- 7 建築基準法に適合するほか、母屋及びその周辺の住居の日照、通風、採光等を封じないものであること。
- 8 増築物は、すべて専用敷地の境界から 0.5 メートル以上の距離をあけ、隣接地の効用及び防災 上支障のないようにするとともに、ひさし等の突出物は境界線を侵害しないものであること。
- 9 基礎は、ブロック積とし、屋根、外壁の色彩は、茶・グレー・クリームの3種であること。
- 10 増築物は、公営住宅の美観を損なわないもので、軒高は地盤線から3メートルで独立建てのものであること。
- 11 浴室の増築は、団地の給排水施設に支障がないものであること。また防火防水施設が完備されるものであること。
- 12 水道・ガスの増設は、浴室のみであること。ただし、都市ガスの施行区域内のプロパンガスの使用は認めないこと。

変更日 平成17年4月1日

許認可等の内容	勤労者住宅の入居者の決定			
根拠法令及び条項	鳥取市勤労者住宅の設置及び管理に関する	条例第6条第	2項	
担 当 課	建築住宅課	処分権者	市長	
標準処理期間	20 日	設 定 日	平成 16 年 11 月 1 日	

### 審査基準

勤労者住宅の入居者の決定は、条例第5条に規定する入居者の資格の有無について審査し、決定する。具体的には、次の事項を判断して行う。

- 1 条例第5条関係
  - (1) 世帯向け住宅については、次に掲げる条件を備えている者とする。
    - ア 鳥取市営住宅の設置及び管理に関する条例(平成9年鳥取市条例第1号。以下「市営住宅 条例」という。)第6条(第1項第2号を除く。)の規定に該当すること。
    - イ 入居の申込みをした日において、収入が市営住宅条例第6条第1項第2号に規定する金額 を超える者であること。
  - (2) 単身者向住宅については、次に掲げる条件を備えている者とする。
    - ア 年齢 18 歳以上の者であること。
    - イ 住宅がないため勤務場所から著しく遠隔の地に居住を余儀なくされている者であること。
    - ウ 市税を滞納していない者であること。
    - エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に 規定する暴力団員でない者であること。
- 2 条例第7条関係

入居の申込みをした者の数が募集した勤労者住宅の戸数を超える場合においては、公開抽選により入居者を決定するものとする。

変更日 平成26年4月1日 変更日 令和4年4月1日

### 都市7-16

許認可等の内容	勤労者住宅の同居の承認				
根拠法令及び条項	鳥取市勤労者住宅の設置及び管理に関する条例第 10 条				
担 当 課	建築住宅課 処分権者 市 長				
標準処理期間	10 日	設 定 日	平成 16 年 11 月 1 日		

#### 審査基準

同居の承認は、同居しようとする者が入居者の親族(婚姻の届出をしていないが入居者又は同居 親族と事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)で、かつ、次のいずれに も該当しない場合に行うものとする。

1 同居を承認することにより住宅が過密になるとき。

ここで、「過密」とは、最低居住水準未満となることをいい、おおむね下表により判断することとする。

住戸専用面積	上限世帯人員
$\sim$ 2 9 ·	2 人
~39 •	3人
~50·	4人
~56·	5人
~66.	6人

なお、最低居住水準未満となることのみをもって、直ちに不承認とせず、入居者と協議・調整 の後、やむを得ないと認めた場合は、当該基準の適用除外とすることとする。

- 2 入居者が3月以上の家賃滞納、無断転貸等条例に定められた義務を遵守していないとき。
- 3 その他同居を承認することにより、勤労者住宅の管理に支障を来たすおそれがあるとき。

許認可等の内容	勤労者住宅の入居の承継の承認		
根拠法令及び条項	鳥取市勤労者住宅の設置及び管理に関する条例第 11 条		
担 当 課	建築住宅課	処分権者 市 長	
標準処理期間	10日	設 定 日 平成16年11月1日	

入居の承継の承認は、次のいずれかに該当する同居親族に対して行うものとする。

- 1 入居者の配偶者(婚姻の届出をしていないが<u>入居者又は同居親族</u>と事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。)
- 2 入居のとき又は出生、婚姻若しくは養子縁組の事実発生のときから同居している者
- 3 その他条例第 10 条の規定により同居の承認を受けた者で、当該同居の承認を受けた住宅を生活の本拠としているもの

上記の入居の承継の承認対象者であるにもかかわらず、次のいずれかに該当するときは、入居の 承継の承認を行わないものとする。

- 1 承認を受けようとする同居親族に係る同居の期間が1年未満のとき。
- 2 入居者が3月以上の家賃滞納、無断転貸等条例に定められた義務を遵守していないとき。
- 3 その他入居の承継を承認することにより、勤労者住宅の管理に支障を来たすおそれがあるとき。

都市7-18

許認可等の内容	勤労者住宅の家賃の減免又は徴収猶予		
根拠法令及び条項	鳥取市勤労者住宅の設置及び管理に関する条例第 14 条		
担 当 課	建築住宅課	処分権者	市長
標準処理期間	10 日	設 定 日	平成 16 年 11 月 1 日

### 審査基準

「特定公共賃貸住宅の家賃又は入居者負担額の減免若しくは徴収猶予」の審査基準を準用する。

許認可等の内容	勤労者住宅の住宅以外の用途の承認		
根拠法令及び条項 鳥取市勤労者住宅の設置及び管理に関する条例第22条			
担 当 課	建築住宅課	処分権者	市長
標準処理期間	10 日	設 定 日	平成 16 年 11 月 1 日

# 審査基準

「特定公共賃貸住宅の住宅以外の用途の承認」の審査基準を準用する。

変更日 平成17年4月1日

## 都市7-20

許認可等の内容	午認可等の内容 勤労者住宅の横様替え等の承認		
根拠法令及び条項	根拠法令及び条項 鳥取市勤労者住宅の設置及び管理に関する条例第23条第1項		
担 当 課	建築住宅課	処分権者 市 長	
標準処理期間	10日	設 定 日 平成16年	11月1日

# 審査基準

「特定公共賃貸住宅の模様替え等の承認」の審査基準を準用する。

変更日 平成17年4月1日

許認可等の内容	改良住宅等の入居者の決定		
根拠法令及び条項 鳥取市改良住宅等の設置及び管理に関する条例第5条第2項			項
担 当 課	建築住宅課	処分権者市	5 長
標準処理期間	20 日	設定日平	P成9年4月1日

条例第4条に規定する入居者の資格等の有無に該当するかどうかについて審査し、決定する。具体的には、次の事項を判断して行う。

- 1 改良住宅等に入居することができる者は、次に掲げる条件を備えている者とする。
  - (1) 改良住宅については、住宅地区改良法第 18 条各号に掲げる者で、改良住宅への入居を希望し、かつ、住宅に困窮すると認められるものであること。
  - (2) 小集落改良住宅については、次に掲げる者で、小集落改良住宅への入居を希望し、かつ、住宅に困窮すると認められるものであること。
    - ア 市が施行する小集落地区改良事業の施行に伴い、住宅を失った世帯に属する者
    - イ 市が施行する小集落地区改良事業に係る事業計画の承認の日以後に当該小集落改良地区内 において災害により住宅を失った世帯に属する者
  - (3) 更新住宅については、次に掲げる者で、更新住宅への入居を希望し、かつ、住宅に困窮する と認められるものであること。
    - ア 市が施行する改良住宅等建替事業の施行に伴い住宅を失った者
    - イ 市が施行する改良住宅等建替事業に係る建替計画の承認の日以後に当該施行地区内において災害により住宅を失った者
- 2 前項に掲げる条件を備えている者が、改良住宅等に入居せず、又は入居した後退去若しくは死亡等の理由により当該改良住宅等に居住しなくなった場合には、次の各号の条件を備えている者(小集落改良住宅については、当該小集落改良地区内に居住する者であること。)について、公正な方法で選考し、入居させるものとする。
- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)があること。
- (2) 入居の申込みをした日において、その者の収入が次のアからウまでに掲げる場合に応じそれ ぞれアからウまでに掲げる金額以下であること。

ア 鳥取市営住宅の設置及び管理に関する条例(平成9年鳥取市条例第1号。以下「市営住宅条例」という。)第6条第2項に該当する者の場合(イに掲げる場合を除く。) 139,000円 イ 市営住宅条例第6条第2項第9号に該当する者が別表に掲げる改良住宅等のうち中井二団地、下曳田団地、下佐貫団地若しくは大井団地のいずれかに入居し、又は入居しようとする者である場合 158,000円

ウ ア又はイ以外の場合 104,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) 市税を滞納していない者であること。
- (5) その者又はこれと現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

変更日 平成 12 年 10 月 1 日 変更日 平成 26 年 4 月 1 日

許認可等の内容	の内容 改良住宅等の家賃の減免又は徴収猶予		
根拠法令及び条項	及び条項 鳥取市改良住宅等の設置及び管理に関する条例第7条		
担 当 課	担 当 課 建築住宅課 処分権者 市 長		
標準処理期間	10 日	設 定 日	平成8年4月1日

# 審査基準

「市営住宅の家賃の減免又は徴収猶予」の審査基準を準用する。

# 都市7-23

許認可等の内容	改良住宅等の敷金の徴収猶予		
根拠法令及び条項	鳥取市改良住宅等の設置及び管理に関する条例第8条第2項		
担 当 課	建築住宅課	処分権者 市 長	
標準処理期間	20 日	設 定 日 平成9年4月1日	

# 審査基準

「市営住宅の敷金の徴収猶予」の審査基準を準用する。

						都市7-24
許	許認可等の内容 改良住宅等の割増賃料の減免又は徴収猶予					
根	処法令及び条	頁 鳥取市改良住宅等の設置及び管理に関する	る条例	第 10	) 条	第3項(第7条準用)
担	当	建築住宅課	処	分権	者	市長
標	準処理期	10日	設	定	日	平成9年4月1日
審	査 基	Ė	•			
	「市営住宅の	家賃の減免又は徴収猶予」の審査基準を準用 <sup>・</sup>	する。			

許認可等の内容	若者向け住宅の入居者の決定		
根拠法令及び条項	処法令及び条項 鳥取市若者向け賃貸住宅の設置及び管理に関する条例第7条第2項		
担 当 課	建築住宅課	処分権者 市 長	
標準処理期間	20 日	設 定 日 平成16年11月1日	

# 審査基準

若者向け住宅の入居者の決定は、条例第5条に規定する入居者の資格の有無について審査し、決 定する。具体的には、次の事項を判断して行う。

- 1 条例第5条関係
  - (1) 賃貸住宅については、次に掲げる条件を備えている者とする。
    - ア 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の 事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。)があること。ただし、1DK住宅の入 居については、この限りでない。
    - イ 主たる生計を維持する者の年齢が40歳未満であること。
    - ウ 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
    - エ その者又はこれと現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員による不当な行 為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でない こと。
  - (2) 貸店舗については、次に掲げる条件を備えている者とする。
    - ア 営業活動をする者であること。
    - イ 暴力団員(法人にあっては、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2 号に規定する暴力団)でないこと。
- 2 条例第8条関係

入居の申込みをした者の数が募集した若者向け住宅の戸数を超える場合においては、公開抽選により入居者を決定するものとする。

変更日 平成 26 年 4 月 1 日

許認可等の内容	若者向け住宅の同居の承認		
根拠法令及び条項	鳥取市若者向け賃貸住宅の設置及び管理に関する条例第 11 条		
担 当 課	建築住宅課	処分権者	市長
標準処理期間	10 日	設 定 日	平成 16 年 11 月 1 日

同居の承認は、同居しようとする者が入居者の親族(婚姻の届出をしていないが入居者又は同居 親族と事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)で、かつ、次のいずれに も該当しない場合に行うものとする。

- 1 条例第5条に規定する入居者の資格に該当しないとき。
- 2 同居を承認することにより住宅が過密になるとき。 ここで、「過密」とは、最低居住水準未満となることをいい、おおむね下表により判断すること する。

住戸専用面積	上限世帯人員
$\sim$ 2 9 m <sup>2</sup>	2 人
$\sim$ 3 9 m <sup>2</sup>	3人
$\sim$ 5 0 m <sup>2</sup>	4人
$\sim$ 5 6 m <sup>2</sup>	5人
$\sim$ 6 6 m <sup>2</sup>	6人

なお、最低居住水準未満となることのみをもって、直ちに不承認とせず、入居者と協議・調整 の後、やむを得ないと認めた場合は、当該基準の適用除外とすることとする。

- 3 入居者が3月以上の家賃滞納、無断転貸等条例に定められた義務を遵守していないとき。
- 4 その他同居を承認することにより、若者向け住宅の管理に支障を来たすおそれがあるとき。

都市7-27

許認可等の内容	若者向け住宅の入居の承継の承認		
根拠法令及び条項	鳥取市若者向け住宅の設置及び管理に関する条例第 12 条		
担 当 課	建築住宅課	処分権者 市 長	
標準処理期間	10 日	設 定 日 平成16年11月1日	

### 審査基準

入居の承継の承認は、次のいずれかに該当する同居親族に対して行うものとする。

- 1 入居者の配偶者(婚姻の届出をしていないが入居者又は同居親族と事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。)
- 2 入居のとき又は出生、婚姻若しくは養子縁組の事実発生のときから同居している者
- 3 その他条例第 11 条の規定により同居の承認を受けた者で、当該同居の承認を受けた住宅を生活 の本拠としているもの

上記の入居の承継の承認対象者であるにもかかわらず、次のいずれかに該当するときは、入居の 承継の承認を行わないものとする。

- 1 承認を受けようとする同居親族に係る同居の期間が1年未満のとき。
- 2 入居者が3月以上の家賃滞納、無断転貸等条例に定められた義務を遵守していないとき。
- 3 その他入居の承継を承認することにより、若者向け住宅の管理に支障を来たすおそれがあると き。

許認可等の内容	許認可等の内容 若者向け住宅の家賃の減免又は徴収猶予		
根拠法令及び条項 鳥取市若者向け賃貸住宅の設置及び管理に関する条例第 15 条			
担 当 課	建築住宅課	処分権者	市長
標準処理期間	10日	設 定 日	平成 16 年 11 月 1 日

# 審査基準

「特定公共賃貸住宅の家賃又は入居者負担額の減免若しくは徴収猶予」の審査基準を準用する。

# 都市7-29

許認可等の内容	若者向け住宅の住宅以外の用途の承認			
根拠法令及び条項	拠法令及び条項 鳥取市若者向け賃貸住宅の設置及び管理に関する条例第 23 条			
担 当 課	建築住宅課	処分権者 市 長		
標準処理期間	10 日	設 定 日 平成16年11	月1日	

# 審査基準

「特定公共賃貸住宅の住宅以外の用途の承認」の審査基準を準用する。

変更日 平成17年4月1日

許認可等の内容	若者向け住宅の模様替え等の承認		
根拠法令及び条項	鳥取市若者向け賃貸住宅の設置及び管理に関する条例第24条第1項		
担 当 課	建築住宅課	処分権者 市 長	
標準処理期間	10 日	設 定 日 平成16年11月1日	

「特定公共賃貸住宅の模様替え等の承認」の審査基準を準用する。

変更日 平成17年4月1日